

健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策

2019年5月20日時点

山梨県福祉保健部健康増進課

目次

- 1 法改正の概要・体系……………P1
- 2 喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室設置の要件… P2
たばこの煙の流出を防止するための技術的基準……………P3
- 3 職場での受動喫煙対策にかかる国の支援事業…………… P3
- 4 従業員に対する受動喫煙対策…………… P4～
- 5 改正健康増進法における義務違反者への対応…………… P6

法改正に伴う受動喫煙対策に関する情報は県のホームページにより随時発信します。

最新の情報は健康増進課ホームページをご確認ください。

(山梨県トップ→医療・健康・福祉→健康・保健→健康情報→たばこ対策メニュー→受動喫煙対策)

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数（**2名以上**）の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

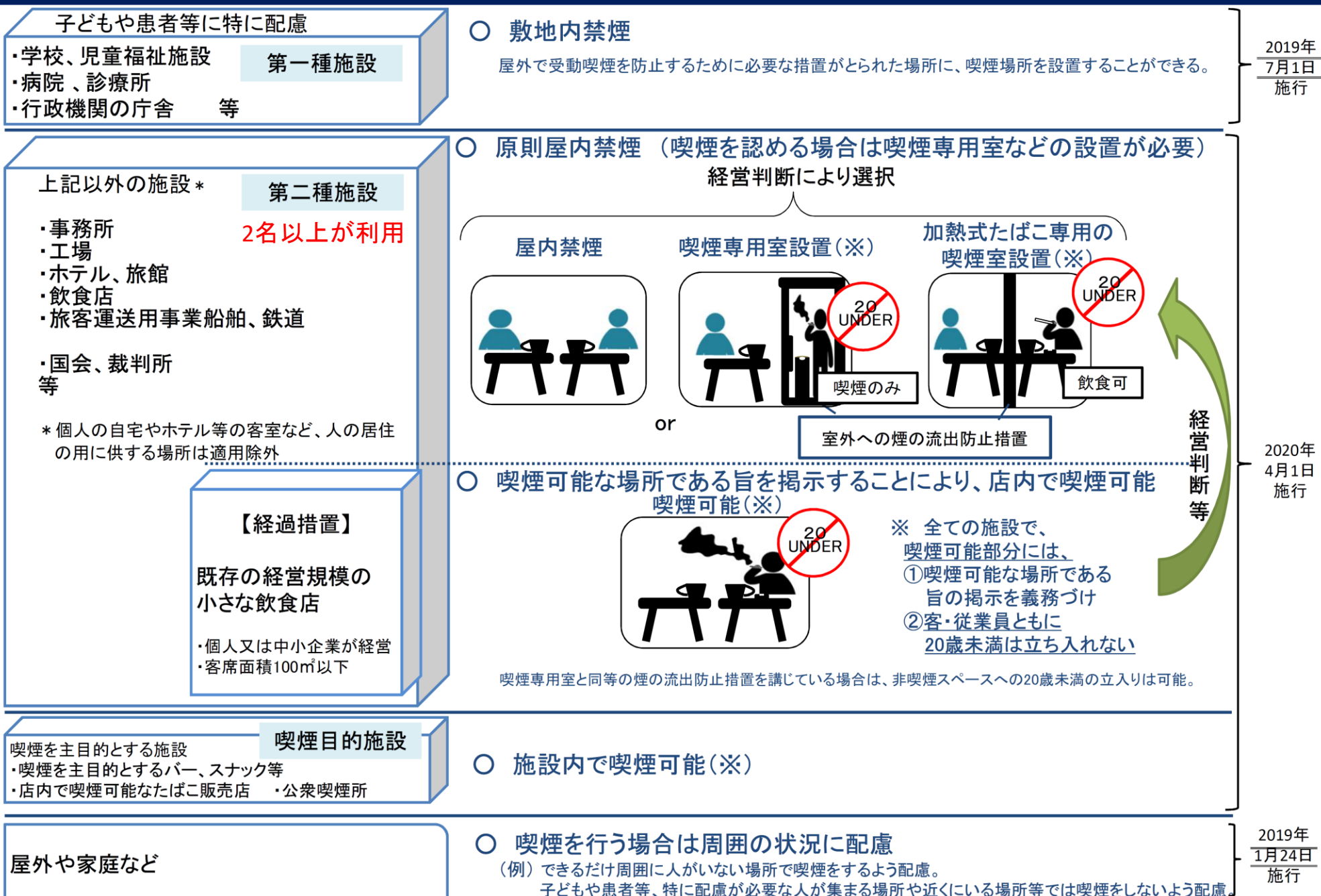
子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正健康増進法の体系



喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室設置の要件

1 「たばこの煙を防止するための技術的基準」を満たすこと

※2020年4月1日時点で存在する施設に限り経過措置あり。また、階が複数に分かれていて、要件を満たす場合はフロア分煙も可能。

2 施設の出入口と喫煙室の出入口の標識を掲示すること

3 室内には客、従業員ともに、20歳未満の者を立ち入らせないこと。

4 喫煙専用室で飲食をさせないこと（喫煙専用室のみ）

5 施設の広告や宣伝等の媒体に、喫煙室を設置している施設である旨を明記すること（加熱式たばこ専用喫煙室のみ）

喫煙専用室等の設置基準や掲示する標識の例は県健康増進課のホームページに掲載していますのでご確認ください。（[トップ](#)→[医療・健康・福祉](#)→[健康・保健](#)→[健康情報](#)→[たばこ対策メニュー](#)→[受動喫煙対策](#)（健康増進法の改正により受動喫煙対策が強化されます。））

喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置施設のイメージ図



たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

1 技術的基準 **「室外への煙の流出防止措置」を講ずることが必要**

○流出防止のための技術的基準

- ・喫煙室の入口で、室外から室内に向かう風速が0.2m/秒以上
- ・たばこの煙が室外に流出しないように壁や天井等により区画されている。
- ・たばこの煙が屋外に排気されていること

2 技術的基準に関する経過措置

2020年4月1日時点で既に存在している建築物で、施設管理者等の責めに帰すことができない事由によって1-1の基準を満たすことが困難である場合、**たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置**を講ずることにより、1-1と同等程度に煙の流出を防止することができることとする。

○たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置

次の要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること

- ・当該ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること
- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
- ・浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下

職場での受動喫煙対策にかかる国の支援事業

1-1 職場における受動喫煙対策に関する相談支援

受動喫煙防止に関する相談窓口、実地指導、説明会、講師派遣等を無料で実施。

受託先 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

1-2 受動喫煙対策に関する職場内環境測定支援

職場での受動喫煙対策にあたり、**デジタル粉じん系・風速計の貸出**を無料で実施。

受託先 柴田科学株式会社

2 受動喫煙防止対策助成金（窓口は山梨県労働局雇用環境・均等室）

対象となる事業主	中小企業かつ労働者災害補償保険の適用事業主
助成対象	以下の措置に係る工費、設備費、備品費、機械装置費等 ・喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修 ・屋外喫煙所の設置・改修 ・換気装置の設置等（既存特定飲食提供施設のみ）
助成率	1/2（飲食店は2/3）
上限額	100万円

各支援事業の詳細は厚生労働省ホームページ（ホーム→政策について→分野別の政策一覧→雇用・労働→労働基準→安全・衛生→職場における受動喫煙防止対策について）をご確認ください。

従業員に対する受動喫煙対策について

○ 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

⇒職業安定法施行規則において規定（2020年4月1日施行）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

労働条件等明示の例①（受動喫煙防止措置に関する事項）

○ 就業場所の類型に応じて、下記の職業安定法上の労働条件明示例を参考にして、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項の明示を行うこととする。

※ 募集・求人申込みの段階で複数の場所が就業場所として特定されているときは、それぞれ明示を行う。

就業場所	健康増進法上の規定			職業安定法上の労働条件明示例（注1）
	類型	受動喫煙防止措置	標識掲示	
官庁 学校 病院等	第一種施設	敷地内禁煙	なし	敷地内禁煙
		屋外喫煙場所設置	なし	敷地内禁煙 （喫煙場所あり）
事業所 ホテル・旅館 飲食店等	第二種施設（注2）	屋内禁煙	なし	屋内禁煙
		喫煙専用室設置	なし	屋内原則禁煙 （喫煙室あり）
		適用除外 （宿泊室内等）	なし	屋内原則禁煙 （喫煙可の宿泊室あり） ※宿泊室も禁煙としているときは、括弧内は不記載
バー スナック たばこ販売店等	喫煙目的施設	特になし （喫煙可）	施設の主要な出入口に 標識を掲示	屋内喫煙可
		喫煙目的室設置	なし	屋内喫煙可 （喫煙室内に限る）

（注1）記載は例であり、事実に基づいて他の情報を記載することは可能。

（注2）既存特定飲食提供施設については、喫煙目的施設と同様の対応が想定される。

（注3）派遣の場合は派遣先の状況を明示することとする。

労働条件等明示の例②(受動喫煙防止措置に関する事項)

就業場所	健康増進法上の規定			職業安定法上の労働条件明示
	類型	受動喫煙防止措置	標識掲示	
バス 飛行機 電車 船舶	旅客運送事業自動車 旅客運送事業航空機	屋内禁煙	なし	屋内禁煙
	旅客運送事業鉄道等車両 旅客運送事業船舶	喫煙専用室設置	〈喫煙室を設置した場合〉 ①施設の主要な出入口 ②喫煙室の出入口 に標識を掲示	屋内原則禁煙 (喫煙室あり)
		適用除外 (船室等)	なし	屋内原則禁煙 (喫煙可の船室あり)
屋外 (第一種施設の敷地内は除く)	(義務なし)			屋外

(参考)

職場における受動喫煙防止対策事業

労働基準局安全衛生部作成

※ 7ページ「受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発について」中「予算措置等」の①の内数

概要 (平成31年度予算(案): 31.2億円(30.8億円)

- 職場における受動喫煙防止対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされており、受動喫煙防止措置の努力義務を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。
- また、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、公共の場における受動喫煙防止対策を強化すると掲げられている。
- さらに、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等が盛り込まれた改正健康増進法が第196回国会において成立したことも踏まえ、受動喫煙防止対策の国の援助を引き続き充実する必要がある。

受動喫煙防止対策助成金

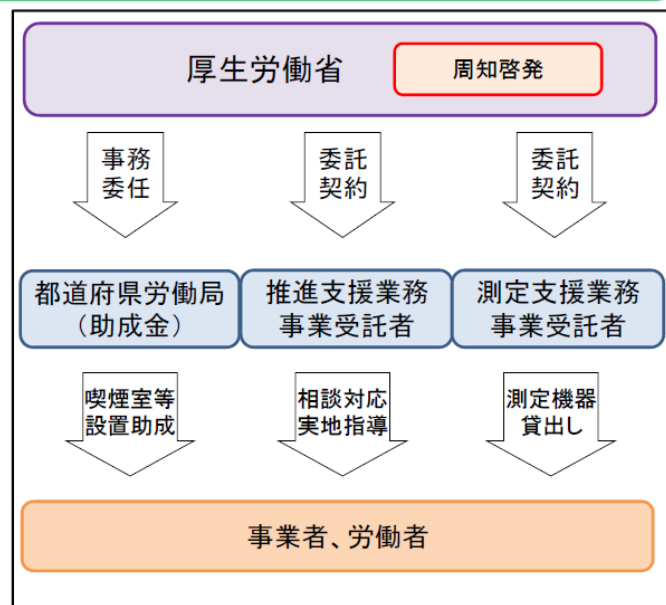
- 喫煙室、屋外喫煙所等を設置する事業場に対し、その費用の一部を助成する。
- ※ 助成率: 1/2(一部について2/3) 助成上限額: 1,000千円
- ※ 受動喫煙防止対策指導員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。(全局で80人)

受動喫煙防止対策推進支援業務

- 事業場からの空間分煙の実施のための個別相談対応を行う。また、事業場での実地指導や各地域での説明会開催など、受動喫煙防止対策に係る周知広報を実施する。

職場内環境測定支援業務

- たばこ濃度の測定等に必要デジタル粉じん計等の測定機器の貸出及び機器の適切な使用方法の指導を行う。
- ※ 粉じん計、風速計: 各120台



労働者の受動喫煙防止

改正健康増進法における義務違反者への対応の整理について

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※2)
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※1)	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	○	—	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 <small>*を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者にも義務が発生する。</small>	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	—	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○(20万円以下)
	立入検査への対応*	—	—	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
	広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)*	○	—	—

(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

(※2) 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①(国及び地方公共団体の責務等)の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)の施行期日は2019年7月1日とする。

